

自治基本条例「条例の見直し」比較表

参考

	龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)
名称	龍ヶ崎市まちづくり基本条例	東海村自治基本条例	余市町自治基本条例	杉戸町自治基本条例
施行日	平成27年9月1日	平成24年10月1日	平成30年4月1日	平成27年7月1日
	<p>第8章 条例の検討及び見直し</p> <p>第36条 議会及び執行機関は、社会経済情勢等の変化を勘案し、必要に応じ、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>第8章 自治基本条例推進委員会 (自治基本条例推進委員会の設置)</p> <p>第31条 村長は、この条例の実効性を確保するため、自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。</p> <p>2 推進委員会に関し必要な事項は、別に定めま す。</p> <p>第9章 条例の見直し (条例の見直し)</p> <p>第32条 村は、この条例が常に社会の変化に対応したものであるか検証し、必要に応じ、この条例を改正します。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第36条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が余市町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討します。</p> <p>2 町長は、前項の規定による検討に当たっては、次条に定める委員会に必要な意見を求めるものとします。</p> <p>3 町長は、第1項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>(町民自治推進委員会)</p> <p>第37条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、余市町民自治推進委員会(以下「町民委員会」といいます。)を設置します。</p> <p>2 町民委員会は、町長の諮問に応じるほか、この条例の基本的事項について意見を述べることができます。</p> <p>3 町民委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に規則で定めます。</p>	<p>第8章 条例の検証等 (条例の検証及び見直し)</p> <p>第32条 町長は、この条例の運用状況を定期的に検証し、その結果に基づき改善等の必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 町長は、この条例を社会・経済情勢等の変化に対応させるため、必要に応じ検証し、その結果に基づき見直し等の必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 前2項の規定に基づく検証に当たっては、別に定めるところにより、町民参加の手法を用いるとともに、検証の結果及び措置状況について、町民に公表するものとする。</p> <p>(条例の普及啓発)</p> <p>第33条 町は、まちづくりの基本理念及び基本原則に基づく自治の実現を図るために、この条例の普及啓発に努めるものとする。</p>